

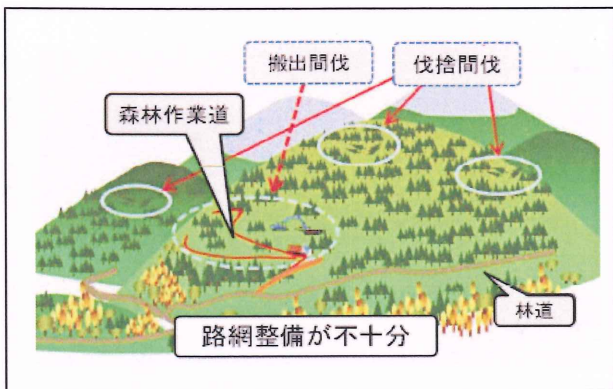
森林経営計画参加のご案内

中勢森林組合

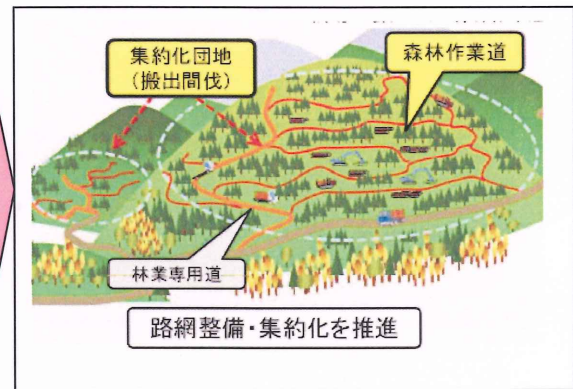
管内においては、スギやヒノキの森林が伐採時期を迎えています。木材価格の低迷と後継者不足が続くなど林業を取り巻く厳しい情勢の中で、国は森林・林業の再生に向けた改革の姿として、強い林業の再生・山元への利益の還元・木材の安定供給を目標に林業の改革の一環として、森林法の一部改正が行われ森林計画制度が見直され、今後は施業の集約化を進め、路網整備と搬出間伐を促進し、平成32年までに日本の木材自給率50%以上を目指すこととされています。

従来は、計画がなくとも造林補助事業が受けられバラバラな森林施業を実施されてきましたが、今回の改正では集約化し計画的な施業を行うための「森林経営計画」の認定を受けたものに対し森林管理・環境保全直接支払制度により補助の交付が受けられることになりました。

今までは



平成24年度からは



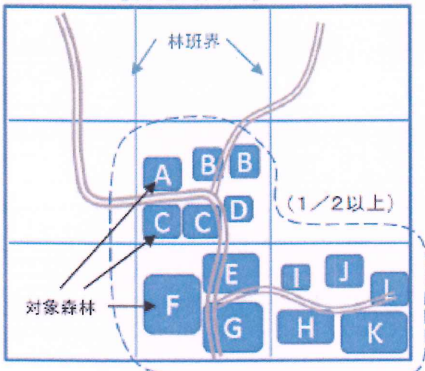
◇森林経営計画制度

森林所有者又は、森林経営の受託者が林班単位で間伐等の施業と作業道等の開設に関する5年間の計画を作成し、市等の認定を受けます。

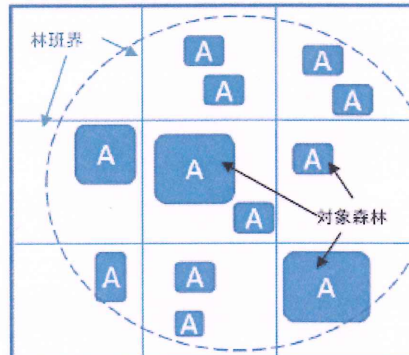
◇2種類の森林経営計画

属地計画・・・林班(※1)又は連たんする複数林班の2分の1以上の面積の所有者の同意が必要
 属人計画・・・1森林所有者が100ha以上の森林を所有している者

【属地的計画】



【属人的計画】



(※1) 森林を字界や尾根、谷等の天然地形により区分した単位。
 1つの林班面積は、約50haから100ha